

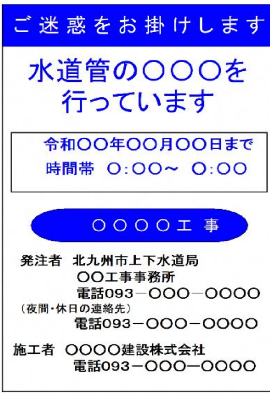
水道工事標準仕様書(令和3年4月) 主な改訂内容

現行条文(令和2年12月)		新条文(令和3年4月)		備考
章節条項 (項目見出し)	現行条文	章節条項 (項目見出し)	新条文	
第1節 一般事項 1-1-1 適用 1.適用工種	水道工事標準仕様書(以下「水道仕様書」という。)は、北九州市上下水道局が発注する建築、電気、機械以外の水道工事(以下「工事」という。)に係る、工事請負契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。 なお、河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、下水道工事、公園緑地工事、港湾・水産工事、農林土木工事、その他これらに類する工事については、北九州市土木工事共通仕様書(以下「土木仕様書」という。)に準拠するものとする。	第1節 総則 1-1-1 適用 1.適用工事	水道工事標準仕様書(以下「水道仕様書」という。)は、北九州市上下水道局が発注する建築、電気、機械以外の水道工事(以下「工事」という。)に係る、工事請負契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。 なお、河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、下水道工事、公園緑地工事、港湾・水産工事、農林土木工事、その他これらに類する工事については、北九州市土木工事共通仕様書(以下「土木仕様書」という。)を準用するものとする。	条文修正
1-1-2 用語の定義		1-1-2 用語の定義 45.準備期間	準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。	条文追加
45.工事 46.本体工事 47.仮設工事 48.工事区域 49.現場 50.SI 51.現場発生品		46.工事 47.本体工事 48.仮設工事 49.工事区域 50.現場 51.SI 52.現場発生品		表記修正
52.JIS規格	JIS規格とは、日本工業規格をいう。	53.JIS規格	JIS規格とは、日本産業規格をいう。	表記修正 JIS名称変更に伴う修正
53.JWWA規格 54.JSWWA規格 55.JDPA規格 56.WSP規格		54.JWWA規格 55.JSWWA規格 56.JDPA規格 57.WSP規格		表記修正
1-1-5 施工計画書 1.一般事項	受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。	1-1-5 施工計画書 1.一般事項	受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。	条文修正
1-1-13 工事の着手	受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日から工事着手までの期間は、最低30日を必要日数として、工事に着手しなければならない。	1-1-13 工事の着手	受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。	条文修正
1-1-14 工事の下請負 2.適用条件 (3)	下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、 適正な額の請負代金の の下請契約の締結に努めなければならない。	1-1-14 工事の下請負 2.適用条件 (3)	下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1-1-15 施工体制台帳及び施工体系図 3.名札等の使用	第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び第1項の受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。	1-1-15 施工体制台帳及び施工体系図 3.名札等の使用	第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者(下請負者を含む)及び第1項の受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。(監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。なお、令和2年10月1日以降において、監理技術者補佐を配置する場合に適用する。)	諸基準類の改定に伴う修正

水道工事標準仕様書(令和3年4月) 主な改訂内容

現行条文(令和2年12月)		新条文(令和3年4月)		備考
章節条項 (項目見出し)	現行条文	章節条項 (項目見出し)	新条文	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="text-align: center;">監理(主任)技術者 氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○管布設工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 □□株式会社 印</p> <p style="text-align: center;">写真 2cm×3cm 程度</p> </div> <p>[注1]用紙のサイズは名刺サイズ以上とする。 [注2]所属会社の社印とする。 図1-1-1 名刺の標準図</p>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="text-align: center;">監理(主任)技術者、監理技術者補佐</p> <p style="text-align: center;">氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○管布設工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社名 ○○○株式会社 ㊟</p> <p style="text-align: center;">写真 2cm×3cm 程度</p> </div> <p>[注1]用紙のサイズは名刺サイズ以上とする。 [注2]所属会社の社印とする。 図1-1-1 名刺の標準図</p>	
		1-1-16 受発注者間の情報共有	<p style="color: red;">受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、発注者(監督員、設計担当者等)、受注者(現場代理人、監理技術者、主任技術者等)、設計者(当該工事の詳細設計を実施したコンサルタント(管理技術者等))が一堂に会する会議(以下「三者協議会」という。)を必要に応じて開催するものとする。なお、開催の詳細については、特記仕様書の定めによるものとする。土木関係工事に関する三者協議会の具体的な手続きについては、「工事実施段階における三者協議会実施要領」を準用する。本市ホームページ(技術監理局)を参照のこと。 [本市ホームページ]三者協議会(土木工事) https://www.city.kitakyushu.lg.jp/gi-kan/file_0013.html</p>	条文追加
1-1-16 受注者相互の協力 1-1-17 調査・試験等に対する協力 1-1-18 工事の一時中止 1-1-19 設計図書の変更 1-1-20 工期変更 1-1-21 支給材料及び貸与品 1-1-22 工事現場発生物 1-1-23 建設副産物 1-1-24 監督員による確認及び立会等 1-1-25 数量の算出 1-1-26 品質証明 1-1-27 工事完成図 1-1-28 工事完成図書の納品 1-1-29 工事完成検査 1-1-30 一部完成検査 1-1-31 出来形検査 1-1-32 中間技術検査 1-1-33 部分使用		1-1-17 受注者相互の協力 1-1-18 調査・試験等に対する協力 1-1-19 工事の一時中止 1-1-20 設計図書の変更 1-1-21 工期変更 1-1-22 支給材料及び貸与品 1-1-23 工事現場発生物 1-1-24 建設副産物 1-1-25 監督員による確認及び立会等 1-1-26 数量の算出 1-1-27 品質証明 1-1-28 工事完成図 1-1-29 工事完成図書の納品 1-1-30 工事完成検査 1-1-31 一部完成検査 1-1-32 出来形検査 1-1-33 中間技術検査 1-1-34 部分使用		表記修正

水道工事標準仕様書(令和3年4月) 主な改訂内容

現行条文(令和2年12月)		新条文(令和3年4月)		備考
章節条項 (項目見出し)	現行条文	章節条項 (項目見出し)	新条文	
1-1-34 施工管理 3.標示板を設置	<p>受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完了後は速やかに標示板を撤去しなければならない。土木関係工事に関する工事看板(土木工事現場における標示施設)の仕様の入手方法については、本市ホームページを参照し、記載の内容等については監督員と協議のうえ決定すること。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。</p> <p>[参考]工事看板について https://www.city.kitakyushu.lg.jp/gi-kan/file_0013.html</p>	1-1-35 施工管理 3.標示板を設置	<p>受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。</p> <p>なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。 また、記載内容については、工事内容に応じて、本市ホームページ(工事看板について)を参考にして監督員と協議のうえ、決定する。</p> <p>[参考]工事看板について https://www.city.kitakyushu.lg.jp/gi-kan/file_0013.html</p>  <p>図1-1-2 標示板の例</p>	<p>条文修正</p> <p>図追加</p>
6.労働環境の改善	<p>受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p>	6.労働環境等の改善	<p>受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p>	<p>諸基準類の改正に伴う修正</p>
1-1-35 履行状況報告 1-1-36 工事関係者に対する措置請求 1-1-37 工事中の安全確保 1-1-38 爆発及び火災の防止 1-1-39 後片付け 1-1-40 事故報告書 1-1-41 衛生管理 1-1-42 環境対策 1-1-43 文化財の保護		1-1-36 履行報告 1-1-37 工事関係者に対する措置請求 1-1-38 工事中の安全確保 1-1-39 爆発及び火災の防止 1-1-40 後片付け 1-1-41 事故報告書 1-1-42 衛生管理 1-1-43 環境対策 1-1-44 文化財の保護		<p>表記修正</p>

水道工事標準仕様書(令和3年4月) 主な改訂内容

現行条文(令和2年12月)		新条文(令和3年4月)		備考
章節条項 (項目見出し)	現行条文	章節条項 (項目見出し)	新条文	
1-1-44 交通安全管理 3.交通誘導警備員の配置 (1) 指定路線での工事・作業	公安委員会が指定した路線での交通誘導警備員の配置については、規制箇所毎に交通誘導警備員(A)を1名以上配置し、それ以外に配置する交通誘導警備員は、交通誘導警備員(B)を配置する。	1-1-45 交通安全管理 3.交通誘導警備員の配置 (1) 認定路線での工事・作業	公安委員会が認定した路線での交通誘導警備員の配置については、規制箇所毎に交通誘導警備員(A)を1人以上配置し、それ以外に配置する交通誘導警備員は、交通誘導警備員(B)を配置する。	誤記修正
(2) 指定路線以外での工事・作業	指定路線以外での交通誘導警備員の配置については、原則、交通誘導警備員(B)を配置する。	(2) 認定路線以外での工事・作業	認定路線以外での交通誘導警備員の配置については、原則、交通誘導警備員(B)を配置する。	誤記修正
1-1-45 施設管理		1-1-46 施設管理		表記修正
1-1-46 諸法令の遵守		1-1-47 諸法令の遵守		表記修正 諸基準類の改定に伴う修正
1-1-47 官公庁等への手続等 1-1-48 施工時期及び施工時間の変更 1-1-49 工事測量 1-1-50 不可抗力による損害 1-1-51 特許権等 1-1-52 保険の付保及び事故の補償 1-1-53 臨機の措置 1-1-54 現場付近住民への説明等 1-1-55 工事材料の品質 1-1-56 提出書類 1-1-57 創意工夫 1-1-58 個人情報の適正管理		1-1-48 官公庁等への手続等 1-1-49 施工時期及び施工時間の変更 1-1-50 工事測量 1-1-51 不可抗力による損害 1-1-52 特許権等 1-1-53 保険の付保及び事故の補償 1-1-54 臨機の措置 1-1-55 現場付近住民への説明等 1-1-56 工事材料の品質 1-1-57 提出書類 1-1-58 創意工夫 1-1-59 個人情報の適正管理		表記修正